

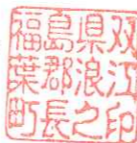
東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

和解案全部受諾 要 求 書

平成28年2月2日

浪 江 町 長 馬 場 有



当町が町民 15,000 名以上を代理し行った、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADRセンター」）への和解仲介申立てに関して、貴社はADRセンターの再三にわたる働きかけにも応じず、未だ和解案の全部を受諾していない。

ADRセンターは、今般、「和解案受諾勧告書」により、貴社に対し和解案を全部受諾するよう強く勧告するとともに、貴社が和解案を「拒否する合理的な理由はない。」と断定している。

当町は現在、帰還に向け復旧に全力を尽くしているが、「和解案受諾勧告書」にもあったとおり、「具体的な解除見込み等も示されていない。」ばかりか、他の原発事故被災地域とは違う特殊な事情（別紙1）を抱え、申立人である当町の町民が、「先の見えない避難生活の長期化によって将来への不安等を増大させている。」ことは明白である。

貴社が和解案の全部受諾を拒否している間、申立人のうち、既に440人以上が和解案に基づく賠償を受けられないまま亡くなっており（平成27年12月末現在）、被害者の救済は一刻の猶予も許されない状況である。

このことから、下記のとおり要求する。

記

当町が代理人として申立をした和解仲介手続に対する
和解案を速やかに全部受諾せよ。